

100条調査特別委員会記録

招集年月日	令和7年11月5日	午前10時00分
招集場所	多古町議会 議場	
開 会	令和7年11月5日	午前10時00分
出席委員	◎勝又一徳 ○飯田良一 宇井伸征 伊橋孝太郎 行橋千春 佐藤利治 佐藤幸三 菅澤博隆 高坂恭子 土井秀敏 石渡悦子 鵜澤 茂	
欠席委員	橋本孝之	
会議録署名委員	佐藤幸三 菅澤博隆	
事務局	事務局長 鈴木裕之 事務局 篠塚雪乃	
協議事項	1 証人尋問について ・尋問事項 ・委員長質問（共通質問） ・質問順番 ・資料請求（記録提出請求） 2 第11回委員会日程について 3 専門家への依頼について 4 その他	

会 議 の 経 過

○委 員 長 おはようございます。ただいまの出席委員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより第10回100条調査特別委員会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多古町委員会条例第24条により、佐藤幸三委員、菅澤博隆委員を指名いたします。

本日の議題につきましては、尋問事項についてであります。委員各位のご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会に先立ちまして、10月29日に委員会協議会を開き、尋問事項等について協議をいたしました。その結果について事務局より説明をお願いいたします。

鈴木事務局長。

○鈴木議会事務局長 それでは、委員会協議会での協議結果についてご説明をいたします。

質問事項につきましては、委員の皆様から提出をいただきました尋問事項申出書をもとに、質問事項について協議会で協議をした結果を反映したものが、本日お配りした資料となっております。一覧の質問事項が、委員長からの共通質問とすることとし、尋問の順番につきましては記載のとおり、木川元教育長、次に萩原議員の順に尋問をすることといたしました。

なお、木川元教育長の尋問事項の中で、県からの通知について触れていることから、当該通知文を資料として提出を求めることといたしました。

尋問の方法につきましては、前回の尋問と同様となりますが、一問一答方式で、委員長からの共通質問に対する証人の証言を受けて、各委員から再質問を行うことといたしました。

なお、委員長からの冒頭説明と宣誓の際は、2人同時に出席のもと行い、宣誓は証人の代表者が朗読をいたしまして、その後順番に従いまして尋問を行うことといたしました。

次に、第11回委員会、こちらは証人尋問になりますけれども、今年度中の委員会終結を目途とすることから、12月定例会会期中の開催ではなく、なるべく早く進めるということで、11月中の具体的には26日水曜日の午前10時から開催することといたしました。

最後にガイドラインの作成を依頼する専門家についてでございますが、昨年度芝山町議会・多古町議会連絡協議会の研修において講師をされました、弁護士の帖佐直美氏に依頼することといたしました。帖佐氏のプロフィールにもございますけれども、議会事務という行政経験もありますし、事前に打診をさせていただきましたところ、引き受けていただけるということは可能だというような返事をいただいております。以上が委員会協議会の協議結果でございます。事務局からは以上です。よろしくお願いいたします。

○委 員 長 ただいま事務局からの説明が終了いたしました。委員会協議会での協議結果につきまして、皆様のご意見をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時04分

再 開 午前10時04分

○委 員 長 再開をいたします。

ただいま休憩中に、尋問事項の案という形で皆様にご一読いただいておりますので、まずは尋問事項案について皆様からのご意見をお願いいたします。

ご意見ございませんか。

6番佐藤利治委員。

○佐藤利治委員 これは、あれですかね。すいません、着座にて質問させていただきますが、これは、この質問の文言についてでいいんですよね。そうするとですね、私、確か先日の協議会の中でも指摘をさせていただいたんですが、1番木川氏への質問、尋問内容の⑥番にある項目というのは、こちらの2番の萩原議員への質問にもあってしかるべきではないのかなというふうなことで、確か認識というふうな観点からそういうものがあったらいいんじゃないかというふうな提案をさせていただいたと思うんですが、そちらについてどうでしょうか。

○委 員 長 暫時休憩します。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時08分

○委 員 長 再開します。

ただいま佐藤委員からありました、萩原議員への認識という形を付け加えるということでしょうか。佐藤委員。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時08分

再 開 午前10時08分

○委 員 長 再開します。

それでは、ただいまの佐藤委員の質問に対してですね、木川貴美子さんへの⑥の問を萩原議員への尋問の内容の一つ付け加えるという形にしたいと思います。

他にございますか。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時12分

○委 員 長 再開をいたします。

ただいまの意見のとおりなのですが、私の方から提案であります。萩原宏紀議員の尋問の中の③番、これに付け加える形で、認識があったか、その時期に関する問題と、タイミング的な問題ということが尋問事項で付け加えておりますので、認識があったかどうかということ③番の方に付け加えるという形はいかがでしょうか。結構ですか。

「はい。」の声。

○委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、引き続きご意見求めます。何かございますか。

ないようですので、それでは尋問事項案につきましてはこのような形で決定をしたいと思えます。

次に、県からの通知、公民教育のあり方という形でありましたが、事務局の説明で資料請求するということが協議会の中で話し合われました。これについては、資料請求をすることによってよろしいでしょうか。

「はい。」の声。

○委員長 ありがとうございます。

次に、第11回委員会の開催時期について、協議会で話をしたとおりでよろしいでしょうか。

11月中の26日午前10時という形が協議内容ではございます。これについて、この決定でよろしいでしょうか。

「はい。」の声。

○委員長 次に、ガイドラインの作成を依頼する専門家について、先ほど事務局よりありました方を選任するという形でよろしいでしょうか。

「はい。」の声。

○委員長 ありがとうございます。

その他、皆さんからご意見あればお伺いをいたします。

特段ご意見等もございませんので、尋問事項、委員長からの共通質問事項、尋問の順番、資料請求、次回の委員会開催、ガイドラインの作成を依頼する専門家については、委員会協議会で決定したとおりとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし。」の声。

○委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

以上で本日の議題は全て終了となりますが、皆様からその他として何かございますか。

ないようですので、以上で本日の委員会を閉じます。お疲れ様でした。

閉会 午前10時15分

ここに会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

令和7年11月5日

委員長 勝 又 一 徳

署名委員 佐 藤 幸 三

署名委員 菅 澤 博 隆